

船荷証券に関する規定等の見直しに関する論点の検討（3）

第1 電磁的船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式について

1 電磁的船荷証券記録の類型についての考え方

民法の有価証券に関する規定によると、講学上、紙の船荷証券については、指図証券型、記名式所持人払証券型、その他の記名証券型（裏書禁止型）、無記名証券型の4類型があるものとされてきた。

その一方で、船荷証券について、記名式所持人払証券型及び無記名証券型は、実務上、利用されることがほとんどないとの指摘や、国際海上物品運送の実務で発行される船荷証券については、必ずしも我が国の民法上の有価証券の類型が意識されてきたわけではないとの指摘もあるところである。

このような状況も踏まえると、電磁的船荷証券記録の法制化において、電磁的船荷証券記録の類型に係る規律の在り方については、次の3つの方向性が考えられ、それぞれ次のように各類型を定義することが考えられるが、この点について、どのように考えるか（注）。

（注）以下の定義はあくまで概念上の整理を示すものであり、実際の規律案としては、定義のための独立した条項を置くことを想定しているわけではなく、譲渡の方式に係る規定等の中に各類型の定義を組み込むことが想定されるため、以下に規定した形のままで条文上明記されることを必ずしも意図するものではない。

【A案】

指図証券型を明示的に規律することをせずに、「支配の移転による譲渡禁止型」とそれ以外の2類型のみとする考え方

（各類型の定義）

① 支配の移転による譲渡禁止型

記名式であって支配の移転による電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡を禁止する旨の記録がされている電磁的船荷証券記録

② それ以外

①以外の電磁的船荷証券記録

【B案】

民法上の有価証券に係る4類型をできる限りそのまま維持する形で類型に関する規律を設ける考え方

（各類型の定義）

① 電子裏書禁止型

記名式であって電子裏書（注）を禁止する旨の記録がされている電磁的船荷証券記録

（注）「電子裏書」については、後記2で定義することを想定している。

② 指図型

指図式の電磁的船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされていないものを含む。）

③ 記名式所持人払型

記名式であってその支配をする者に運送品を引き渡す旨が付記されている電磁的船荷証券記録

④ 無記名型

無記名式の電磁的船荷証券記録

【C案】

記名式所持人払証券型と無記名証券型に相当する類型を規律せずに、指図型と電子裏書禁止型の2類型のみとする考え方

(各類型の定義)

① 電子裏書禁止型

記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電磁的船荷証券記録

② 指図型

①以外の電磁的船荷証券記録

(補足説明)

(1) 紙の船荷証券における実情

かつて、民法においては、「有価証券」に関する規定はなく、「証券的債権」に関する規定が置かれ、商法において「有価証券」に関する規定の一部が設けられていたが、この証券的債権と有価証券との関係については諸説あり、必ずしも適用関係が明確ではなかった。そこで、平成29年に、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）が制定され、有価証券に関する一体的な規定が民法の中に整備されるに至っている。

現行の民法においては、有価証券の類型として、「指図証券」、「記名式持参人払証券」、「その他の記名証券」、「無記名証券」という分類がされている。このうち、「指図証券」及び「無記名証券」については、民法の中に定義は設けられていないものの、一般的に、「指図証券」とは、証券上指名された者又はその者が証券上の記載によって指名した者（当該指名された者が更に指名した者を含む。）を権利者とする有価証券を、「無記名証券」とは、証券上に特定の権利者を指名する記載がされておらず、その所持人が権利者としての資格を持つ有価証券を意味すると解されている。

これに対して、商法においては、従前は、有価証券の喪失やその権利譲渡に関する規定が一部置かれていたものの（旧商法第518条、第519条等）、上記の民法改正に伴い、これらの規定はなくなっている。もっとも、現行の商法においても、船荷証券については、「船荷証券は、記名式であるときであっても、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができます。ただし、船荷証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでな

い。」という、民法の有価証券に係る規定の特則が置かれており（商法第762条）、いわば、法律上当然の指図証券性が付与されている。

商法第762条の規定により、船荷証券については、記名式であっても、裏書を禁止する旨の記載がされていない限りは、裏書による権利の譲渡が可能とされており、そのような船荷証券は、民法上の有価証券に係る4分類上は、指図証券型に含まれることになると考えられる（つまり、記名式であって持参人払文言も指図文言もないものは、一般的な有価証券においては、民法に従い、「その他の記名証券」に分類されることになるが、船荷証券においては、商法第762条の規定により、「指図証券」に分類されることになると考えられる。）。

このように、現行法下においては、紙の船荷証券については、民法の有価証券に関する規定の内容とは若干の変容があるものの、講学上、指図証券型、記名式所持人払証券型、その他の記名証券型（裏書禁止型）、無記名証券型の4類型があるものと考えられる（各分類の内容等については参考資料1-1の別添資料1-2も参照）。

しかしながら、我が国の企業等が関わる国際海上物品運送の実務上、船荷証券に関して、これらの4類型の全てが利用されているわけではないようであり、特に、記名式所持人払証券型及び無記名証券型については、利用されることがほとんどないとの指摘もあるところである。

また、船荷証券について講学上は上記のような分類がされているとしても、国際海上物品運送の実務で現に船荷証券を発行する場面においては、必ずしも民法上の有価証券の類型のいずれかに該当するのかについて意識的な整理がされているわけではないとの指摘もあるところである。

(2) A案

ア 類型に関する考え方

A案は、指図証券型を明示的に規律することをせずに、電磁的船荷証券記録については、「支配の移転による譲渡禁止型」とそれ以外の2類型のみとするものである。

A案を採用して指図証券型を規律しないこととした場合には、紙の船荷証券であれば指図証券であると解される内容が電磁的船荷証券記録に記録されているとき（例えば、荷受人欄に「to order」と記載されているときなど）であっても、電磁的船荷証券記録に関する権利を譲渡するには、交付に相当する行為（電磁的船荷証券記録の支配の移転）をすれば足り、それに加えて裏書に相当する行為（後記2で定義する電子裏書）をすることは要しないということとなる（後記2参照）。

電磁的船荷証券記録については、支配の移転によりその権利を譲渡することが禁止されるものを除き、それに関する権利を譲渡するには電磁的船荷証券記録の支配の移転をもって足りるとすることにより、制度としては比較的単純で分かりやすいものとなると考えられる。

その一方で、紙の船荷証券であれば指図証券であると解される内容が

電磁的船荷証券記録に記載されている場合であっても、裏書に相当する行為（電子裏書）をしなくとも、電磁的船荷証券記録に関する権利を譲渡することができることとなるため、これまで紙の船荷証券において指図証券型が最も一般的に用いられていたことなどを踏まえると、国際海上物品運送の実務に事実上の混乱を生じさせる可能性は否定できない。

しかしながら、A案は、裏書に相当する行為（電子裏書）がない限り、支配の移転をすることができないようなシステムを構築・利用することまでを禁じる趣旨ではない。そのようなシステムを利用したとしても、通常、それだけをもって電磁的船荷証券記録の技術的要件等（部会資料3の第2参照）が否定されるとは考えられないため、事実上、裏書に相当する行為（電子裏書）を必要とすることも可能であると考えられる。

他方で、B案のように、指図証券型を規律する場合には、紙の船荷証券であれば指図証券型であると解される内容が電磁的船荷証券記録に記録されているときは、電磁的船荷証券記録に関する権利を譲渡するには、交付に相当する行為（電磁的船荷証券記録の支配の移転）に加えて裏書に相当する行為（電子裏書）をする必要もあることになるため（後記2参照）、仮にシステムが電子裏書の要件を満たすことができないような場合には、事実上、電磁的船荷証券記録に関する権利を譲渡することができないこととなってしまう。

このように、A案は、指図証券型を規律しないというものではあるが、その実質は、指図証券型に相当するような電磁的船荷証券記録の仕組みを否定するものではなく、むしろ、電磁的船荷証券記録の方式に関する規律を単純化することにより、より多くのシステムを許容しようとするこを目指すものである。

なお、電磁的船荷証券記録の類型に関して、MLETRは、特段の態度を示しておらず、どのような類型を認めるかは各国の個別法に委ねているようにも見受けられる（MLETRのExplanatory Noteのpara. 24等参照）。しかしながら、MLETR上、紙の船荷証券についての類型と異なる類型を設けることを明示的に許容するかのような記述は見受けられず、また、MLETR第15条においては、以下のとおり、紙の船荷証券において裏書が想定されている場合における、裏書に関する機能的同等性についての規定が置かれており、このことからすると、MLETRにおいては、紙の船荷証券について指図証券型が存在する場合には電磁的船荷証券記録においても同様の類型が維持されることを想定しているようにも考えられる。そのため、A案をとる場合には、MLETRとの整合性について留意する必要があるように思われる。

MLETR第15条（裏書）

法が移転可能な証書又は文書についていかなる形式であれ裏書を要求している場合又は裏書できるとしている場合、電子的移転可能記録については、その裏書のために必要な情報がその電子的移転可能記録に含まれており、かつその情報が

第8条及び第9条に示された要求を充たすものである場合は、裏書の要求は充たされているものとする

なお、「支配の移転による譲渡禁止型」の電磁的船荷証券記録については、その支配を移転することによって権利関係が変動するわけではないし、MLETR の対象ではないと考えることもできることから、そのような類型の電磁的船荷証券記録は認めないと考えられるところではあるが、他方で、そのような類型のものであっても、物権的効力や受戻証券性を認めるなど、この類型を法制化することには一定の意義があると考えられるため、これを法制化の対象に含めることとしている（B案及びC案の「電子裏書禁止型」についても同様である。）。

イ 各類型の定義

A案においては、裏書に相当する行為が法律上観念されないこととなるため、紙の船荷証券に係るその他の記名証券型（裏書禁止型）は、支配の移転によってその権利の譲渡が禁止されている電磁的船荷証券記録がこれに当たることとなる。

「支配の移転によって」という限定は、紙の船荷証券に係るその他の記名証券型（裏書禁止型）において、運送品の引渡しに係る債権そのものの譲渡が制限されるわけではなく、裏書による譲渡が制限されるものである点に対応する趣旨である。

そこで、その他の記名証券型（裏書禁止型）に相当する電磁的船荷証券記録を「記名式であって支配の移転による電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡を禁止する旨の記録がされている電磁的船荷証券記録」と定義するものとしている。

そして、それ以外の電磁的船荷証券記録に関しては、全ての電磁的船荷証券記録支配から上記の支配の移転による譲渡禁止型を控除したものと位置付けることができるため、そのような定義とすることとしている。

なお、支配の移転による譲渡禁止型に関する「支配の移転による電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡を禁止する旨の記録」については、

「支配の移転による電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡を禁止する」という文言をそのまま記録することを厳格に求めることまでは想定しておらず、実質的にその趣旨を表す記録がされている場合も含まれることを想定している（例えば、「裏書禁止」、「Non-negotiable」といった記録であっても、ここに含まれるように考えられる。）。（注）

(注) A案のみならず、B案及びC案にも共通する問題であるが、例えば、記名式の場合において、電磁的船荷証券記録に「支配の移転による電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡を禁止する旨」の明示的な記録がされておらず、規約（ルールブック）上でその旨が定められ、記名式の場合には支配の移転による譲渡をすることができないようなシステムとなっているときにどの類型に該当するのかが問題となり得る。このような場合には、そもそも日本法が準拠法とされていない可能性が高いという点は措くとしても、支配の移転による譲渡禁

止型に該当するというのは困難であると考えられるが、規約やシステム上支配の移転による譲渡をすることができない以上、特段の問題は生じないと考えられる。

(3) B案

ア 類型に関する考え方

B案は、講学上、紙の船荷証券について認められると考えられている4類型の全てを基本的にそのまま維持するという考え方である。

4類型のうち、記名式所持人払証券型及び無記名証券型については、船荷証券の実務上、利用されることがほとんどないとの指摘もあるが、理論上は記名式所持人払証券型と無記名証券型を観念することができるのであれば、電子化する場合であっても4類型の全てを維持するのが相当であるとする考え方である（注）。

前記(2)のとおり、MLETRにおいては、電磁的船荷証券記録の類型について一定の形を求めるような規律はないものの、紙の船荷証券について裏書が観念される場合には、基本的には電磁的船荷証券記録にも裏書相当行為を観念することを想定しているかのように見受けられることや、電子的移転可能記録について実体を変更せずに移転可能な証書又は文書との機能的同等性を実現するというMLERの基本的な発想に鑑みると、このB案がMLETRと最も親和的であるようにも思われる。

また、前記(2)において、B案に対する懸念として、仮に電磁的船荷証券記録のシステムが電子裏書の要件を満たすことができないような場合には、事実上、電磁的船荷証券記録に関する権利を譲渡することができないこととなってしまうおそれがある旨を指摘したが、後記2のとおり、電子裏書の要件を比較的緩く定め、かつ、白地式電子裏書も許容するのであれば、通常、「支配の移転」が可能であるにもかかわらず、「電子裏書」が不可能なシステムは想定し難いようにも思われる。

（注）記名式持参人払型と無記名型は、譲渡等の方式や効力等に関する規律において、異なる内容の規律が設けられることは想定されないため、実際にB案を採用する場合においても、法制化をするに当たっては、電子裏書禁止型と指図型を積極的に定義することができれば、記名式持参人払型と無記名型を「それ以外の電磁的船荷証券記録」として一括りとすることも考えられる。

イ 各類型の定義

B案は、紙の船荷証券について講学上認められると考えられている4類型の全てを基本的にそのまま維持するという考え方であるため、各類型の定義についても、基本的には既存の紙の船荷証券に関するそれと同様に考えられる。

もっとも、前記(1)のとおり、紙の船荷証券については、民法の有価証券に関する一般的な規定の適用を受けつつも、商法第762条の規定による法律上当然の指図証券性によって変容を受けているし、既存の国内法においても、紙の船荷証券の各類型について個別に定義規定が設けられて

るわけではない。そのため、紙面の存在を前提とする船荷証券と電磁的記録たる電磁的船荷証券記録の性質の違い等も踏まえた上で、本文のように定義することとしている。

① 電子裏書禁止型

電子裏書禁止型については、その他の記名証券型（裏書禁止型）に相当するものであり、紙の船荷証券におけるその構成要素としては、記名式であり（注）、裏書を禁止する旨の記載があるものであると考えられる。

（注）民法においては「債権者を指名する記載」という表現が用いられているが、その意味するところは、商法第762条でいう「記名式」と同じと考えられる。

そこで、B案においては、電子裏書禁止型について、「電子裏書」を別途定義することを前提として、「記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電磁的船荷証券記録」と定義することとしている。

なお、ここで「電子裏書を禁止する旨の記録」とは、前記(2)の「支配の移転による当該電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡を禁止する旨の記録」と同様に、実質的に電子裏書を禁止する趣旨の記録であれば足りると考えられ、紙の船荷証券と同様に「裏書禁止」又は「Non-negotiable」といった記載もこれに含まれることを想定している。

② 指図型

指図型の電磁的船荷証券記録については、民法第520条の2以下に定める「指図証券」を前提としつつ、前記(1)のとおり、商法第762条の規定による当然の指図証券性によってその範囲が拡張されたものであって、電磁的船荷証券記録上指名された者又はその者が電磁的船荷証券記録上の記録によって指名した者（当該指名された者が更に指名した者を含む。）を権利者とする類型を意味しているため、「指図式の電磁的船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされていないものを含む。）」との定義を考えている。

民法及び商法においては、「指図式」という用例はないものの、我が国の法令上、このような性質を意味する用語として「指図式」という用例が用いられていることが少なくないため（手形法第11条第1項、小切手法第14条第1項等）、ここでは、「指図式」という用語を用いるものとし、また、電磁的船荷証券記録については商法第762条が直接適用されないため、紙の船荷証券と同様に、ここでの「指図式」には、記名式でかつ電子裏書を禁止する旨の記録がされていないものを含むことを明確化するために、「（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされていない電磁的船荷証券記録を含む。）」との括弧書きを規定することとしている。

③ 記名式所持人払型

記名式持参人払型は、記名式持参人払証券型に相当するものであり、

紙の船荷証券におけるその構成要素としては、記名式であり、かつ、その証券を所持する者に運送品を引き渡す旨が付記されているものであると考えられる。

そこで、「記名式であってその支配をする者に運送品を引き渡す旨が付記されている電磁的船荷証券記録」と定義している。

④ 無記名型

無記名型については、無記名証券型に相当するものであり、「無記名式の電磁的船荷証券記録」と定義することを考えている。

船荷証券や有価証券に関する民法及び商法の規定において「無記名式の」という用例はないものの、我が国の法令上、「記名式」の対概念、すなわち、記名がないものを表す用語として「無記名式」という用例が用いられていることが少なくないため（会社法第249条第1号、信託法第186条第2号等）、ここでは、「無記名式」という用語をそのまま用いることにしている。

(4) C案

ア 類型に関する考え方

C案は、船荷証券について記名式所持人払証券型と無記名証券型については実務上ほとんど利用されていないという指摘を踏まえて、記名式所持人払証券型と無記名証券型に相当する類型を規律せずに、指図型と電子裏書禁止型の2類型のみを規律するという考え方である。

しかしながら、イギリスを含む諸外国においても少なくとも観念上は、いわゆる“bearer B/L”という類型が想定されているところ、この“bearer B/L”は、日本法上の有価証券の分類に当てはめると、無記名証券に該当するという考え方もあり得るように考えられることに加えて、仮にそうでないとしても、理論上、記名式所持人払証券型と無記名証券型を観念することができるのであれば、電磁的船荷証券記録の法制化に伴って当該類型のみを積極的に否定する理由も乏しいように考えられるため、C案の採否については慎重に検討する必要があるようと思われる。

イ 各類型の定義

① 電子裏書禁止型

電子裏書禁止型については、「記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電磁的船荷証券記録」と定義することを想定しており、その考え方はB案の電子裏書禁止型と同様である。

② 指図型

C案においては、B案とは異なり、電子裏書禁止型を控除する形で「それ以外の電磁的船荷証券記録」といった形で指図型を定義するものとしている。

これは、電磁的船荷証券記録の法制上、記名式所持人払証券型と無記名証券型に相当する独自の類型を観念しない以上、電子裏書禁止型以外の電磁的船荷証券記録については全て指図型として同様の規律をする

ことになるため、遗漏なく電磁的船荷証券記録を包含するためにはこのような規律の仕方が相当と考えられるためである。

C案の指図型に該当する場合には、その権利の譲渡には電子裏書が必要になるものと整理されることになる（後記2参照）。

(5) 類型に関するその他の考え方

A案、B案及びC案のほか、理論的には、電磁的船荷証券記録の類型に関する規律を設けずにその適用関係等を解釈に委ねるという考え方もあり得るところである。すなわち、後記第2の1において考え方①を採用しつつ、その考え方を類型についてまで及ぼし、電磁的船荷証券記録の類型やその譲渡の方式については、紙の船荷証券に準じて解釈によって定まるとする考え方である。

しかしながら、仮に、後記第2の1において考え方①を採用する場合であっても、そもそも、電磁的船荷証券記録の類型や譲渡の方式等が当然に「効力」に関する規律に含まれるとは考えられず、また、紙面を前提とする船荷証券と電磁的記録たる電磁的船荷証券記録については必然的にその性質に一定の差異が生じることが避けられず、そうであれば、電磁的船荷証券記録についての類型やその類型ごとの譲渡の方式等について明文の規律を設けないこととなれば、その法律関係に極めて重大な不明瞭さが残ることが避けられない。

したがって、後記第2の1においてどのような考え方を採用するにせよ、電磁的船荷証券記録の類型に関する規律を設けずにその適用関係等を解釈に委ねるという考え方の採否については慎重に検討する必要があるものと考えられる。

(6) 発行後の類型の変更等

電磁的船荷証券記録がいずれの類型に該当するのかについては、紙の船荷証券と同様に、当該電磁的船荷証券記録の発行時にその記録の内容等から定まることを想定している。

例えば、B案を採用した場合において、電磁的船荷証券記録に、特定の荷受人を指名する旨の記名があり、電子裏書を禁止する旨やその支配をする者に運送品を引き渡す旨の記録がされていないときは、その発行時において指図型に分類されることとなるのであって、仮に、その発行後に、白地式裏書に相当する行為により、その支配の移転をすることのみによって譲渡がされたとしても、そのことによって無記名型に分類されるというものではない。

このことは、B案に限らず、A案やC案を採用した場合であっても同様であるように考えられるが、A案やC案の場合には、各類型の定義上、そのような議論はほとんど問題になり得ないようにも思われる。

また、紙の船荷証券及び電磁的船荷証券記録間の転換（部会資料3の第3参照）の場面においても、転換によって新たに発行される船荷証券又は電磁的船荷証券記録には、商法第758条第1項各号に掲げる事項に関して転換元の媒体と同一の内容の記載又は記録がされることが想定されているため、

当該記載又は記録等に応じて、必然的に転換後の船荷証券又は電磁的船荷証券記録の類型が定まるものと考えられる。例えば、B案をとった場合においては、転換前後の類型は基本的に変わることはなく、電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換においては、電子裏書禁止型はその他記名証券型（裏書禁止型）に、指図型は指図証券型に、記名式持参人払型は記名式持参人払証券型に、無記名型は無記名証券型となり、紙の船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換においてはそれぞれその逆になると考えられる。また、A案をとった場合においては、電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換においては、支配の移転による譲渡禁止型はその他記名証券型（裏書禁止型）に、その他はそれぞれ電磁的船荷証券記録上の記録を基に指図証券型、記名式持参人払証券型又は無記名証券型となり、紙の船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換においてはそれぞれその逆になると考えられる。なお、C案をとった場合においては、電磁的船荷証券記録の法制上は、記名式持参人払型及び無記名型を否定することにはなるため、電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換においては、電子裏書禁止型はその他記名証券型（裏書禁止型）に、指図型はそれぞれ電磁的船荷証券記録上の記録を基に指図証券型、記名式持参人払証券型又は無記名証券型となり（解釈上記名式持参人払証券型又は無記名証券型の存在を否定するのであれば、指図型は指図証券型と整理されることになるものと考えられる。）、紙の船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換においてはそれぞれその逆になると考えられる。

2 譲渡等の方式について

【A案】

- ① 電磁的船荷証券記録（記名式であって支配の移転による電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡を禁止する旨の記録がされているものを除く。）に関する権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、その支配の移転をすることによって、その効力を生ずる。
- ② 電磁的船荷証券記録（記名式であって支配の移転による電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡を禁止する旨の記録がされているものに限る。）に関する権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方に従い、かつ、その効力をもってのみ、することができる。

【B案】

- ① 指図式の電磁的船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされていないものを含む。）に関する権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電磁的船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書（電磁的船荷証券記録を支配する者が当該電磁的船荷証券記録の支配を他の者に移転する場合において、法務省令で定める方法により（注）、当該電磁的船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を当該電磁的船荷証券記録に記録することをいう。以下同じ。）

をすることによって、その効力を生ずる。

(注) 法務省令として、以下のような内容を規定することを想定している。ただし、以下の技術的要件については、電子裏書の定義の中で規定するのではなく、別途、追加記録に関する技術的要件として独立した規定を設けることも考えられる。

① 商法第●条第●項に規定する法務省令で定める方法は、次の各号の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること

二 商法第●条第●項に定める事項の記録をする者が電子署名をするものであること

② 前項第2号に規定する「電子署名」とは、電磁的船荷証券記録に記録された情報について行われる措置であって、次の各号の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

③ 前項の電磁的船荷証券記録に該当しない電磁的船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）に関する権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電磁的船荷証券記録の支配の移転をすることによって、その効力を生ずる。

④ 記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、することができる。

⑤ 電子裏書は、単純であることを要し、電子裏書に付した条件は、これを記録していないものとみなす。

⑥ 第一項の規定にかかわらず、電子裏書は、電磁的船荷証券記録の支配の移転を受ける者の氏名又は名称を記録しないで、又は単に当該電磁的船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名若しくは名称を記録することのみをもってすることができる（以下「白地式電子裏書」という。）。

⑦ 白地式電子裏書がされたときは、電磁的船荷証券記録を支配する者は、次に各号に掲げる行為をすることができる。

一 自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称をもって白地を補充すること

二 白地式電子裏書により、又は他人の氏名若しくは名称を表示して更に電子裏書をすること

三 白地を補充せず、かつ、電子裏書をせずに電磁的船荷証券記録の支配を移転すること

⑧ 電磁的船荷証券記録の支配の移転を受ける者の氏名又は名称を記録せず

にその支配をする者に運送品を引き渡す旨が付記された電子裏書は、白地式電子裏書と同一の効力を有する。

【C案】

- ① 電磁的船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）に関する権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電磁的船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書（電磁的船荷証券記録を支配する者が当該電磁的船荷証券記録の支配を他の者に移転する場合において、法務省令で定める方法により（注）、当該電磁的船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を当該電磁的船荷証券記録に記録することをいう。以下同じ。）をすることによって、その効力を生ずる。
(注) B案と同じ内容の法務省令を想定している。
- ② 記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、することができる。
- ③ 【B案】の④と同じ。
- ④ 【B案】の⑤と同じ。
- ⑤ 【B案】の⑥と同じ。
- ⑥ 【B案】の⑦と同じ。

(補足説明)

(1) A案の規律

A案は、指図証券型を明示的に規律することをせずに、電磁的船荷証券記録においては、「支配の移転による譲渡禁止型」と「それ以外」の2類型のみとするものである。

その結果、裏書に相当する行為が法律上観念されないこととなるため、「それ以外」の類型の電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡については、電磁的船荷証券記録の支配の移転のみを効力発生要件とすることとしている。

ここで、「電磁的船荷証券記録に関する権利」と規定しているのは、電磁的船荷証券記録そのものは「有価証券」や「物」ではなく（部会資料2の第4参照）、また、それ自体が独立した財産権になるものとも考えられないため（部会資料3の第1の3補足説明(1)参照）、船荷証券という証券そのものの譲渡に対応するような、電磁的船荷証券記録そのものの譲渡は観念されず、譲渡の対象はあくまで電磁的船荷証券記録に表章された権利（主に想定されるのは運送品の引渡請求権であろうが、これに限定されるわけではない。）になるとされることによるものである。

また、「それ以外」の類型の電磁的船荷証券記録に関する権利を目的とする質権の設定に関しても、権利の譲渡と同様に、電磁的船荷証券記録の支配の移転を効力発生要件として整理することとしている。これは、紙の船荷証券についても、裏書が求められない記名式持参人払証券や無記名証券において

は、証券の交付が質権設定の効力発生要件とされていること（民法第520条の17、第520条の20）と平仄を合わせたものである。

他方、「支配の移転による譲渡禁止型（記名式であって支配の移転による当該電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡を禁止する旨の記録がされている電磁的船荷証券記録）」については、紙の船荷証券でいうその他の記名証券型（裏書禁止型）に相当するものであるため、その他の記名証券に関する権利の譲渡及び質権設定の条件を定める民法第520条の10第1項に倣って、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみすることができるものとしている。

(2) B案の規律

ア 概要

B案は、紙の船荷証券について講学上認められると考えられている4類型の全てを、基本的にそのまま維持するという考え方である。

そのため、指図証券型に相当する指図型については、指図証券における「交付」に相当する「支配の移転」に加えて、「裏書」に相当する「電子裏書」をその権利に係る効力発生要件として規律することとし、記名式持参人払証券型に相当する記名式持参人払型及び無記名証券型に相当する無記名型については、それぞれ証券の「交付」に相当する「支配の移転」のみをその権利譲渡等に係る効力発生要件として規律することとしている。なお、記名式持参人払型と無記名型については、その権利の譲渡に関する方式やその他の規律が同様になるため、本文第2項において、「前項の電磁的船荷証券記録に該当しない電磁的船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）」としてまとめて規律することとしている。

また、その他の記名証券型（裏書禁止型）に相当する電子裏書禁止型については、A案の「支配の移転による譲渡禁止型」と同様に、民法第520条の19第1項に倣って、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、することができるものとしている。

イ 電子裏書（裏書相当行為）の定義

指図証券型に当たる船荷証券の譲渡については、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じないとされている（民法第520条の2）。そのため、B案を採用し、指図証券型に相当する指図型を觀念する場合には、紙の船荷証券における「裏書」に相当する行為を觀念する必要がある。

この点、民法、商法及び手形法を含む我が国の法制上、「裏書」の方式等を定める規定は存在するものの、「裏書」の定義そのものを直接定める規定は存在しないが、一般的には、裏書（記名式裏書）は、裏書人（権利を譲渡しようとする者）が自己の氏名又は名称を署名又は記名押印するとともに、裏書文句と併せて譲渡先である被裏書人を証券上で指定する行為をいうと考えられている。

そこで、B案においては、この裏書に相当する行為として「電子裏書」という概念を創設し、「電磁的船荷証券記録を支配する者が当該電磁的船荷証券記録の支配を他の者に移転する場合において、法務省令で定める方法により、当該電磁的船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を当該電磁的船荷証券記録に記録することをいう」と定義付けている。また、その技術的要件として、本文記載のとおり、法務省令に委任する形で、「電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること」と「電子署名」を求めてこととしている。「電子署名」の要件については、電磁的船荷証券記録の発行時に求められるものと同様である（部会資料3の第2の2参照）。

なお、ここでいう電子裏書としての「電磁的船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を記録すること」というのは、支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を、商法第758条第1項の船荷証券記載事項と同様に、明示的に表示されるものとして記録することを想定している。

ウ 白地式電子裏書

指図証券型に当たる船荷証券の譲渡については、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じないとされているとともに（民法第520条の2）、指図証券の譲渡については、「その指図証券の性質に応じ、手形法中裏書の方式に関する規定を準用する」とされており（民法第520条の3）、手形法においては、原則的な記名式裏書のみならず、白地式、すなわち、被裏書人の氏名を示さず、又は単に裏書人の署名若しくは記名押印のみを行う形の裏書についても認められ、かつ、白地式裏書が行われた場合の規律についても幾つかの規定が置かれている（手形法第12条第3項、第13条第2項、第14条第2項、第82条等）。

実際に、指図証券型に当たる紙の船荷証券で裏書譲渡が行われる場合においても、その多くは記名式裏書ではなく白地式裏書であるとの指摘もあるところである。

そのため、B案を採用し、電磁的船荷証券記録に関して「裏書」に相当する「電子裏書」を認める以上、「白地式裏書」に相当する白地式電子裏書についても認め、かつ、紙の船荷証券における白地式裏書と同様の規律を設けることが相当であると考えられる。

そこで、本文においては、第5項において、手形法第13条第2項第1文に相当するものとして、電子裏書は白地式で行うことができる旨の規定を置き、第6項において、手形法第14条第2項に倣い、電子裏書が白地式で行われている場合において、電磁的船荷証券記録を支配する者が行える行為等についての規律を設けている。また、第7項においては、手形法第12条第3項に倣って、電磁的船荷証券記録の支配の移転を受ける者の氏名又は名称を記録せずにその支配をする者に運送品を引き渡す旨が付記された電子裏書は、白地式電子裏書と同一の効力を有する旨の規定を設けることとしている

(前記1の補足説明(6)のとおり、このような場合でも記名式持参人払型に類型が変わらぬわけではない。)。

なお、特に第6項で定める規律については、電磁的船荷証券記録に関して実際に用いられるシステム上、電磁的船荷証券記録を支配する者に常にこれらの権限が認められるとは限られないようにも思われる。しかしながら、同項はあくまで法律上の権限としてこれらの権限を認めるものにすぎず、そのような行為を認めないシステムやその前提となる規約の有効性を否定するものではない（部会資料3の第8で述べたように、このような場面では規約の効力が及ぶ関係者間においては、規約の効力が優先するものと考えられる。）。

エ 電子裏書に関するその他の規律

前記ウのとおり、指図証券に当たる船荷証券の譲渡については、「その指図証券の性質に応じ、手形法中裏書の方式に関する規定を準用する」とされている（民法第520条の3）。

この「手形法中裏書の方式に関する規定」が具体的に手形法のどの規定を指すのかは必ずしも明らかではないものの、立法の経緯等に鑑みると、一般的に、少なくとも手形法第12条、第13条、第14条第2項の規定はここに含まれると解されている。

この点、本文の規律案においては、手形法第12条第2項に定める「一部ノ裏書ハ之ヲ無効トス」に相当する規定を設けていないが、電磁的船荷証券記録について一部のみを切り離しての電子裏書（すなわち電磁的船荷証券記録の分断）が認められることは、電磁的船荷証券記録の「支配」及び「支配の移転」の定義（部会資料3の第1の3参照）や電磁的船荷証券記録の技術的要件によって達成することができているものとして、ここでは規定を設ける必要はないものと整理しているがどうか（なお、これはあくまで電磁的船荷証券記録としての同一性を保ったままで、それが表章する権利の一部について電子裏書によって譲渡することを禁じているものにすぎず、運送品の運送中に、発行した電磁的船荷証券記録を一度失効させ、運送品を区分した上で複数の電磁的船荷証券記録を再度発行することまでも禁じるものではない。）。

また、手形法第15条第2項においては、「裏書人ハ新ナル裏書ヲ禁ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ裏書人ハ手形ノ爾後ノ被裏書人ニ対シ担保ノ責ヲ負フコトナシ」と規定されているところ、このうち「裏書人ハ新ナル裏書ヲ禁ズルコトヲ得」の部分についての規律について、指図証券型の紙の船荷証券に及ぶか、また、電磁的船荷証券記録にも及ぼすべきかという点が問題となり得るもの、手形法第15条第2項は、全体として、裏書禁止裏書をすることによって手形法上の担保的効力を免れることを規律していると考えることが自然であり、そうであれば、担保的効力が認められない船荷証券及び電磁的船荷証券記録については、第1文の「裏書人ハ新ナル裏書ヲ禁ズルコトヲ得」の部分のみ切り出して適用を認めることも相当ではないように考えられるがどうか。

その他、本文の第4項において、手形法第12条第1項を踏まえ、電子裏書について条件を定めることができないこととしている。

オ 質権設定に関する規律

指図証券型に当たる船荷証券を目的とする質権の設定については、民法第520条の3が準用される結果（民法第520条の7）、手形法第19条が適用されると考えられている。

手形法第19条（質入裏書）

- 1 裏書ニ「担保ノ為」、「質入ノ為」其ノ他質権ノ設定ヲ示ス文言アルトキハ所持人ハ為替手形ヨリ生ズル一切ノ権利ヲ行使スルコトヲ得但シ所持人ノ為シタル裏書ハ代理ノ為ノ裏書トシテノ効力ノミヲ有ス
- 2 債務者ハ裏書人ニ對スル人的關係ニ基ク抗弁ヲ以テ所持人ニ對抗スルコトヲ得ズ但シ所持人ガ其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知リテ手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限り在ラズ

そのため、指図証券型に相当する指図型を觀念するB案においては、電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡と、電磁的船荷証券記録に関する権利を目的とする質権の設定についての方式を區別し、質権の設定については、電子裏書の一般的の要件に加えて、「担保のため」、「質入れのため」、その他質権の設定を示す文言の記録を付記することとすることも考えられる。

しかしながら、手形法上の質入裏書は、あくまで物としての有価証券そのものを質権の対象とすることを想定したものであるため、電磁的船荷証券記録を「物」、「有価証券」、「船荷証券」そのものではないと解する以上（部会資料2の第4参照）、必然的にその適用が求められるものではないように考えられる。また、実際に電磁的船荷証券記録に関してどのようなシステムが構築されるかは必ずしも明らかではなく、このような要件を付加することで、システム上その要件を満たすことができず、当事者の意思に反して、質権設定の効力が物権的に発生しないこととなる事態も想定され得る。加えて、電磁的船荷証券記録の支配に排他性が認められる限りにおいて、質権設定の場面で電磁的船荷証券記録上に「担保のため」、「質入れのため」といった記録が残されないことになったとしても、そのことによって生じる不都合は想定し難いようにも思われる。

そこで、B案においても、指図型の電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡と質権の設定については、方式の区別を設けることはせずに同様の規律としているが、この点について、どのように考えるか。

(3) C案の規律

C案は、記名式所持人払証券型と無記名証券型を規律せずに、指図証券型に相当する指図型とその他の記名証券型（裏書禁止型）に相当する電子裏書禁止型の2類型のみを規律するという考え方である。

前記1の補足説明(4)イのとおり、電子裏書禁止型を控除する形で「それ以外の電磁的船荷証券記録」といった形で指図型を定義することとし、「電磁的

船荷証券記録（記名式であつて本項に定める電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）に関する権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電磁的船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書をすることによって、その効力を生ずる。」という規律ぶりとしている（本文第1項）。電子裏書禁止型についての譲渡の方式については、A案の支配の移転による譲渡禁止型、B案の電子裏書禁止型と同様である（本文第2項）。

その他、電子裏書や白地式電子裏書に関する規律（本文第3項乃至第6項）や指図型の質入れに関する方式に係る考え方についても、基本的にはB案と同様である。

第2 電磁的船荷証券記録の効力等に関する規律の内容

1 規律の在り方の方向性について

電磁的船荷証券記録を法制化して電磁的船荷証券記録に紙の船荷証券との機能的同等性を認めようとする場合における電磁的船荷証券記録の効力等に関する規律の在り方としては、次のような方向性が考えられるが、この点について、どのように考えるか。

- ① 電磁的船荷証券記録が紙の船荷証券と同一の効力を有する旨の規定や一定のみなし規定を設けるという方向性
- ② 紙の船荷証券に適用される商法及び民法の主要な規定についての包括的な準用規定（例えば、「特別の定めがある場合を除き、電磁的船荷証券記録については、その性質に反しない限り、第三編第三章第三節の規定及び民法第三編第一章第七節の規定を準用する。」といった規定）を設けつつ、読替規定を置くという方向性
- ③ 紙の船荷証券に適用される規定のうち電磁的船荷証券記録に適用すべきものについて、個別的に書き下すという方向性

(補足説明)

(1) MLETR 及び Law Commission 草案のアプローチ

ア MLETR のアプローチ

MLETRにおいては、“functional equivalence”（機能的同等性）、すなわち、法が電子的ではないあるものを要求している（あるいはそれを認めている）場合には、それが果たしている機能と同等の機能を電子の世界で果たしているものには同等の法的効果を認めるという原則を基本としつつ、「移転可能な証書又は文書」に係る「書面」、「署名」、「占有」、「占有の移転」、「時間又は場所の表示」及び「裏書」等に関して、電子的移転可能記録が移転可能な証書又は文書と機能的同等性を持つための要件を定め、それらの要件を満たす場合に、電子的移転可能記録が移転可能な証書又は文書と同等の法効果を持つことを認めるというアプローチが取られている。

そのため、MLETRにおいては、移転可能な証書又は文書に適用される既存の法規定については、何らの言及がされておらず、個別の法規定に関して、紙面と電磁的記録の性質上の違いを具体的にどのように反映するかという点については示されていない。

イ Law Commission 草案のアプローチ

Law Commission 草案は、MLETRの考え方を重視しつつ、MLETRとは若干異なる規律の在り方を採用している。

すなわち、Law Commission 草案においては、電子取引文書に関して、まず、「人は電子取引文書を占有し、裏書し及び占有を喪失し得る」と定め（Law Commission 草案第3条第1項）、その上で、以下のとおり、一定の要件を満たした電子取引文書が紙の取引文書と同等の効果を持つことを認める旨の抽象的な規定を設けることで機能的同等性を実現しようとしている（詳細は参考資料2-2参照）。

Law Commission 草案第3条第2項及び第3項

- 2 電子取引文書は紙の取引文書と同様の効果を有する。
- 3 電子取引文書と同等の紙の取引文書に関連して行われるものと対応して、電子取引文書に関連して行われるものは、紙の取引文書に関連して生じる効果と同様の効果を有する。

なお、Law Commission 草案が第3条第2項に加えて同条第3項を置いている趣旨は、必ずしも明らかではないものの、電子取引文書につき、紙の取引文書と同様の法律関係を生じさせようとする場合において、必ずしもそれらの法律関係が「紙の船荷証券の効果（"effect"）とは言えないような場合も想定され得るため、保守的にその範囲を広げるために置かれたものと推測される。

(2) 考え方①

考え方①は、「電磁的船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する。」といったように電磁的船荷証券記録が紙の船荷証券と同一の効力を有する旨の抽象的な規定（以下、このような規定を「同一効力規定」という。）を設けることで、機能的同等性を実現しようとするものである。

このようなアプローチは、MLETRの考え方やLaw Commission 草案に親和的なものといえ、また、電磁的船荷証券記録に関する規定全体が極めてシンプルなものになるという利点も認められる。

もっとも、紙の船荷証券に適用される規定やそこから派生する法律関係の中には、船荷証券の「効力」に関するものといえるのかが不明確なものも含まれるように思われる。そこで、考え方①をとる場合には、「電磁的船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する」という同一効力規定のみではなく、例えば、次のような一定のみなし規定を設け、その隙間を埋めることが考えられる。

- ア 運送人又は船長は、電磁的船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を作成及び交付したものとみなす。
- イ 電磁的船荷証券記録の記録は船荷証券の記載と、電磁的船荷証券記録の支配は船荷証券の占有と、電磁的船荷証券記録を支配する者は船荷証券の所持人と、それぞれみなす。
- ウ 電磁的船荷証券記録の支配の移転をした者は、船荷証券の交付、引渡し又は返還をしたものとみなす。
- エ 電磁的船荷証券記録の支配をする者は、当該電磁的船荷証券記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものを持続したときは、船荷証券を提示したものとみなす。

考え方①については、同一効力規定に加えて一定のみなし規定を設けたとしても、紙の船荷証券に適用される規定のうち電磁的船荷証券記録にも適用すべきものの全てについて適用されることになるとは限らないといった指摘が考えられる。このような批判を回避するために、同一効力規定やみなし規定によって当然に適用される規定以外の規定については、個別的に規定を置

くことも考えられるところではあるが、そうすると、紙の船荷証券に適用される規定については、①電磁的船荷証券記録にも当然に適用されるものとして特に規定を設けないもの、②電磁的船荷証券記録に当然には適用されないものとして個別的に規定を設けるもの、③電磁的船荷証券記録には適用すべきではないものとして規定を設けないものに分類されることになり、①と③については、文言上明確に区別されるわけではないことから、全体としてわかりにくい規定ぶりとなる可能性が高い上に、シンプルな規定という利点も失われ、法制上の問題は大きいものと考えられる。また、コモン・ローの考え方方に根ざした英米法系の国とは異なり、大陸法系、制定法主義をとる我が国においては、このような規律の在り方は馴染みにくいものと考えられる。

(3) 考え方②

考え方②は、「特別の定めがある場合を除き、電磁的船荷証券記録については、その性質に反しない限り、(商法) 第三編第三章第三節の規定及び民法第三編第一章第七節の規定を準用する。」などと、紙の船荷証券に適用される商法及び民法の主要な規定についての包括的な準用規定を設けつつ、読替規定を置くという考え方である。

考え方②は、準用の範囲を明示することで考え方①への指摘（同一効力規定に加えて一定のみなし規定を設けたとしても、紙の船荷証券に適用される規定のうち電磁的船荷証券記録にも適用すべきものの全てについて適用されることになるとは限らないという指摘）を克服することができるものと考えられる。

また、「その性質に反しない限り、・・・の規定を準用する。」という規律の在り方については、少なくとも民法の規定の適用については紙の船荷証券についても解釈に委ねられているところ、紙の船荷証券に関する解釈を踏襲することができるという利点がある一方で、読替規定を置くことによって適用関係が相当程度明らかになるということができる。さらに、我が国の法制上、「その性質に反しない限り」といった限定を置きつつ、包括的な準用規定を置くという前例が存在していることに鑑みても（民法第266条第2項、同第273条第1項、同第361条第1項、民事訴訟法第122条第1項、同第341条第1項等）、考え方①に比べると法制上の問題は大きくないようと思われる。

なお、このような包括的な準用規定を設ける場合であっても、電磁的船荷証券記録が有価証券ではない以上、有価証券であることから当然に認められる法律上の効果の全てを拾い切れていない可能性があるため、考え方①と同様に同一効力規定を設けておくことも考えられる。

考え方②については、紙の船荷証券について適用される規定を包括的に準用することから、MLETRの考え方親和的であるといえる一方で、膨大な分量の読替規定（考え方③に基づいて書き下した規律案をそのまま読替規定にすることが想定される。）を置くこととなり、非常にわかりにくい条文となる可能性が高いという点が難点である。

(4) 考え方③について

考え方③は、紙の船荷証券に適用される規定のうち電磁的船荷証券記録に適用すべきものについて、個別的に書き下すという考え方である。

考え方③は、電子的移転可能記録又は電子取引文書全般の一般法の形をとる MLETR や Law Commission 草案とは異なり、機能的同等性の考え方を前提としつつも、紙の船荷証券と電磁的船荷証券記録の性質上の違いを踏まえた柔軟な対応が可能になるという利点があるほか、条文上、電磁的船荷証券記録に適用される法律関係が一見して明らかになるという利点が存在する。また、このような立法姿勢は、制定法主義をとる我が国の法体系全般とも親和的であるとも考えられる。

他方で、考え方③は、考え方①や考え方②に比べると、電磁的船荷証券記録に関する規律の全体が MLETR や Law Commission 草案のアプローチとは異なる外観を持つ面があることは否定できない。しかしながら、考え方③も、電磁的船荷証券記録について紙の船荷証券との機能的同等性を認めるためのアプローチという点では MLETR と同様であり、また、"non-discrimination"（非差別）、"functional equivalence"（機能的同等性）、"technological neutrality"（技術的中立性）といった MLETR の基本原則とも整合的である。また、「支配」概念の創設、"Singularity" や "Integrity" といった技術的要件の内容、紙の船荷証券と電磁的船荷証券記録の間の転換の規律などを含めて、個々の規定の内容としては、MLETR と決して矛盾するものではなく、むしろ十分に親和性があるものとの評価も可能であるように思われる。

なお、紙の船荷証券に適用される規定のうち電磁的船荷証券記録について適用すべきものを個別的に書き下す場合であっても、電磁的船荷証券記録が有価証券ではない以上、有価証券であることから当然に認められる法律上の効果の全てを拾い切れていない可能性があるため、考え方①と同様に同一効力規定を設けておくことも考えられる。

ところで、参考資料 1－1においては、電磁的船荷証券記録の効力に関する規律の在り方として、電磁的船荷証券記録に紙の船荷証券と同一の効力を認めるとするなどして、紙の船荷証券と同等の効力を認める方向で検討する考え方（【①案】）のほか、電磁的船荷証券記録の支配の移転を運送品の引渡しに係る債権の譲渡の効力要件及び対抗要件とするなどして、紙の船荷証券が発行されている場合と同等の法律関係を形成する方向で検討する考え方（【②案】）が示されているが（参考資料 1－1 の第 6 から第 8 まで）、この【①案】のような考え方をとったとしても、電磁的船荷証券記録について、「物」、「有価証券」、「船荷証券」そのものではなく、また、それ自体が独立した財産権となるものではないと考える以上は（部会資料 2 の第 4、部会資料 3 の第 1 の 3 補足説明（1）参照）、電磁的船荷証券記録の譲渡の方式に関して、【②案】のように運送品の引渡しに係る債権の譲渡の効力要件の特則としての面が生じることは避けられないようにも考えられ（前記第 1 の 2 の補足説明（1）参照）、両者の性質上の差異は必ずしも明らかなものとはいひ難い。そこ

で、本部会資料においては、参考資料1－1の【①案】及び【②案】ではなく、本文記載の3つの考え方を提示することとしている。

2 船荷証券に適用される商法、民法及び国際海上物品運送法の規定に関する逐条的検討

前記1において考え方③を採用した場合には、紙の船荷証券に適用される規定のうち電磁的船荷証券記録に適用すべきものを個別的に書き下すこととなるし、考え方②を採用した場合には、読替規定を立案するために、紙の船荷証券に適用される規定のうち電磁的船荷証券記録に適用すべきものを逐条的に検討する必要がある。また、考え方①を採用する場合であっても、可能な限り、同様の検討をしておくことが望ましいと考えられる。

そこで、以下においては、船荷証券に適用される商法、民法及び国際海上物品運送法の主要な規定に関して、逐条的な検討を行うこととする。

(1) 商法第759条に相当する規定

- ① 運送人又は船長は、電磁的船荷証券記録を発行する場合において、商法第758条第1項第1号及び第2号に掲げる事項につき荷送人又は傭船者の書面又は電磁的方法による通知があったときは、その通知に従ってその事項を記録しなければならない。
- ② 前項の規定は、同項の通知が正確でないと信すべき正当な理由がある場合及び当該通知が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、同様とする。
- ③ 荷送人又は傭船者は、運送人に対し、第一項の通知が正確でないによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(補足説明)

電磁的船荷証券記録についても、商法第759条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

電磁的船荷証券記録が発行される場合、通常、運送人及び荷送人間の電磁的船荷証券記録に関する連絡も電磁的方法（メールや電磁的船荷証券記録に係るシステム内のツール等）で行われることが多いように思われるため、理論的には第1項に係る通知の方法を電磁的方法に限ることも考えられるものの、書面によって通知を行う実務が残る可能性も否定できないため、商法第759条第1項と同様に「書面又は電磁的方法による通知」としている。

(2) 商法第760条に相当する規定

運送人は、電磁的船荷証券記録の記録が事実と異なることをもってその支配をする善意の者に対抗することができない。

(補足説明)

電磁的船荷証券記録についても、商法第760条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

(3) 商法第761条に相当する規定

電磁的船荷証券記録の発行がされたときは、運送品に関する処分は、電磁的船荷証券記録によつてしなければならない。

(補足説明)

電磁的船荷証券記録についても、商法第761条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

なお、商法第761条では、「船荷証券が作成されたときは」とされているが、電磁的船荷証券記録については、船荷証券の「作成」と「交付」を包含する概念として「発行」という用語を用いることにしてゐるため（部会資料3の第1の3参照）、本文のように規定することとしている。

(4) 商法第762条

別途規定は設けない。

(補足説明)

電磁的船荷証券記録については、商法第762条の趣旨を踏まえてその類型の定義付けをしていることから（前記第1参照）、電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡に関する規定（前記第1の2参照）とは別に商法第762条に相当する規定を設ける必要はないものと整理している。

(5) 商法第763条に相当する規定

電磁的船荷証券記録により運送品を受け取ることができる者に電磁的船荷証券記録の支配を移転したときは、その移転は、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。

(補足説明)

電磁的船荷証券記録についても、商法第763条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

紙の船荷証券に関する同条上の「船荷証券を引き渡した」は、電磁的船荷証券記録の支配の移転に当たるものと整理している。

(6) 商法第764条に相当する規定

電磁的船荷証券記録の発行がされたときは、当該電磁的船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電磁的船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、運送品の引渡しを請求することができない。

(補足説明)

電磁的船荷証券記録についても、商法第764条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

商法第764条は、船荷証券のいわゆる受戻証券性を定めるものであり、運送人に対する船荷証券の引渡しに相当するものとして、運送人に対する電磁的船荷証券記録の支配の移転を要件とすることが考えられる。MLETRにおいても、履行請求時の交付（surrender）の機能的同等性を定める条文はないが、当該機能は電子的移転可能記録については支配の移転によって果たされると解されているようである（MLETRのExplanatory Noteのpara. 121）。

しかしながら、受戻証券性として紙の船荷証券との引換えが求められて

る趣旨は、もっぱら船荷証券の占有を運送人に移し、その後運送人が二重に運送品の引渡請求を受けることを防止することにあると考えられ、そうであれば、電磁的船荷証券記録の支配の移転に限らず、何らかの方法で電磁的船荷証券記録がその後に流通又は利用されないようにする措置がとられた場合にも同様に取り扱ってもよいように考えられ、その選択肢を広げることで、より多くのシステムを許容することになる（運送品を引き渡す場面において、運送人に対する電磁的船荷証券記録の支配の移転以外の方法が用いられるシステムにも対応することができる。）と考えられる。

そこで、①当該電磁的船荷証券記録の支配の移転に加えて、②消去その他当該電磁的船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようとする措置についても含める形で規律することとしているがどうか。

なお、この論点については、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録と引換えに船積船荷証券又はそれに相当する電磁的船荷証券記録の交付又は発行を請求する場合についても同様に当てはまるものと考えられる（部会資料3の第1の1の補足説明(3)ウ参照）。

(7) 商法第765条、第766条及び第767条

電磁的船荷証券記録には適用しない。

(補足説明)

商法第765条、第766条及び第767条は、船荷証券が複数通発行された場合の規律であるため、電磁的船荷証券記録について複数通発行を認めないこととする場合（部会資料3の第1の2(2)参照）には、これらの規定は電磁的船荷証券記録には適用しないこととなる。

(8) 商法第768条に相当する規定

電磁的船荷証券記録が発行された場合における前編第八章第二節の規定の適用については、第580条中「荷送人」とあるのは、「電磁的船荷証券記録を支配する者」とし、第581条、第582条第2項及び第587条ただし書の規定は、適用しない。

(補足説明)

電磁的船荷証券記録についても、商法第二編第八章第二節の物品運送契約に関する規律のうち、第580条、第581条、第582条第2項及び第587条ただし書については、紙の船荷証券が発行された場合と同様に、一定の読み替え及び適用除外を定めることが相当と考えられる。

(9) 民法第520条の2、第520条の3、第520条の13、第520条の19第1項

前記第1の2の譲渡の方式に関する規定として定める。

(10) 民法第520条の4及び第520条の14に相当する規定

【A案】

電磁的船荷証券記録（記名式であって支配の移転による電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者は、当該電磁的船荷証券記録に関する権利を適法に有するものと推

定する。

【B案】

- ① 指図式の電磁的船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされていないものを含む。）を支配する者において、電子裏書の連続によりその権利を証明するときは、その者は、当該電磁的船荷証券記録に関する権利を適法に有するものと推定する。この場合において、抹消された電子裏書は、これを記録しなかったものとみなし、白地式電子裏書に次いで他の電子裏書があるときは、当該電子裏書を行った者は、白地式電子裏書によって電磁的船荷証券の支配の移転を受けた者とみなす。
- ② 前項の規定は、最後の電子裏書が白地式電子裏書であるときも適用する。
- ③ 第1項に規定する電磁的船荷証券記録に該当しない電磁的船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者は、当該電磁的船荷証券記録に関する権利を適法に有するものと推定する。

【C案】

- ① 電磁的船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者において、電子裏書の連続によりその権利を証明するときは、その者は、当該電磁的船荷証券記録に関する権利を適法に有するものと推定する。この場合において、抹消された電子裏書は、これを記録しなかったものとみなし、白地式電子裏書に次いで他の電子裏書があるときは、当該電子裏書を行った者は、白地式電子裏書によって電磁的船荷証券の支配の移転を受けた者とみなす。
- ② 前項の規定は、最後の電子裏書が白地式電子裏書であるときも適用する。

(補足説明)

権利の推定を定める民法第520条の4及び第520条の14に相当する規定については、電磁的船荷証券記録に関しても、その類型に応じて同様の規定を置くことが相当と考えられる。

A案については、指図証券型を明示的に規律することをせずに、電磁的船荷証券記録につき、「支配の移転による譲渡禁止型」と「それ以外」の2類型のみとするものであり、後者の類型に係る電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡については電磁的船荷証券記録の「支配の移転」のみを効力発生要件とすることとしているため（前記第1の2）、権利の推定に関しても、記名式持参人払証券の権利推定を定める民法第520条の14に準じて、その支配をする者が当該電磁的船荷証券記録に関する権利を適法に有するものと推定することとしている。

B案においては、まず、「支配の移転」に加えて「電子裏書」をその権利譲渡に係る効力発生要件として規律している指図型については、指図証券に関する権利推定を定める民法第520条の4に準じて、電子裏書の連続によってその権利を証明したときに権利推定が及ぶこととし、それ以外の記名式持参人払型及び無記名型については、民法第520条の14に準じて、その支

配することのみをもって権利推定が及ぶこととしている。

また、B案においては、手形法第16条第1項第2文以下の規定を踏まえて、第1項の後段及び第2項の規定を加えている。この点、民法第520条の4においては、手形法第16条第1項第1文に相当する規定のみを置き、第2文以下に相当する規定を置いていないが、民法第520条の3で裏書の方式に関する定めとして手形法上の白地式裏書に係る規定が準用されていると考えられることからすると、手形法第16条第1項第2文以下の規定を類推適用するという考え方方が有力であり、船荷証券につき白地式裏書がされることが多いことに鑑みてもその適用が認められる意義は大きいように考えられるため、紙の船荷証券にも手形法第16条第1項第2文以下の規定が（類推）適用されるという考えを前提に、電磁的船荷証券についても同様の規律を設けることとしている。

C案は、指図証券に相当する指図型とその他の記名証券（裏書禁止型）に相当する電子裏書禁止型の2類型のみを規律するという考え方であるため、基本的に、B案における指図型と同様の規律としている（ただし、前記第1の1のとおり、指図型の定義方法がB案とは異なっているため、第1項の規定の文言が若干異なっている。）。

(11) 民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定

【A案】

- ① 何らかの事由により電磁的船荷証券記録（記名式であって支配の移転による電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡を禁止する旨の記録がされているものを除く。）の支配を失った者（当該電磁的船荷証券記録に関する権利を適法に有する者に限る。）は、その支配をする者に対し、当該電磁的船荷証券記録の支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、何らかの事由により電磁的船荷証券記録の支配を失った者がある場合において、その支配をする者が前条の規定によりその権利を証明するときは、その支配をする者は、当該電磁的船荷証券記録の支配の移転をする義務を負わない。ただし、その支配をする者が悪意又は重大な過失によりその支配の移転を受けたときは、この限りでない。

【B案】及び【C案】

- ① 何らかの事由により電磁的船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）の支配を失った者（当該電磁的船荷証券記録に関する権利を適法に有する者に限る。）は、その支配をする者に対し、当該電磁的船荷証券記録の支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。
- ② 【A案】の②と同じ。

（補足説明）

紙の船荷証券については、その他の記名証券型（裏書禁止型）を除き、以下のとおり善意取得に関する規定が用意されているところ、電磁的船荷証券記録を用いた取引においても、船荷証券を用いた場合と同様に取引の安全が

担保されるべきであるため、同様に善意取得に関する規定を設けることが相
当と考えられる。

民法第520条の5（指図証券の善意取得）

何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が前
条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負
わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、
この限りでない。

民法第520条の15（記名式所持人払証券の善意取得）

何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失った者がある場合において、その
所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還
する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得
したときは、この限りでない。

この点、民法上の有価証券の善意取得に関する規定は、上記のとおり、船
荷証券の所持人が一定の要件を満たす場合には、「その証券を返還する義務を
負わない」ということを規律するのみであるが、その前提としては、船荷証
券の所持者に船荷証券の返還義務、言い換えると、船荷証券の占有を失った
者がその船荷証券の所持人に対して有する船荷証券の返還請求権が存在する
と考えられる。

この返還請求権の法的性質については、必ずしも明らかではないものの、
占有を失った要因などに応じて、所有権に基づく物権的請求権（返還請求権）、
占有訴権（民法第200条）、不当利得返還請求権（民法第703条、第70
4条）などが考えられるところである。

しかしながら、電磁的船荷証券記録について、それ自体、「有価証券」や
「物」ではなく（部会資料2の第4参照）、また、それ自体が独立した財産権
になるものでもないとする場合（部会資料3の第1の3補足説明(1)参照）、電
磁的船荷証券記録に対する占有権、所有権といったものが観念されなくなる
ため、紙の船荷証券に係る返還請求権と同様の請求権が発生するとは考え難
いこととなる。

そこで、善意取得に関する規定を置く前提として、本文第1項のとおり、
当該電磁的船荷証券記録に関する権利を適法に有しながらその支配を失った
者から支配をする者への返還請求権を別途規定することとしている。

(12) 民法第520条の6及び第520条の16に相当する規定

【A案】

運送人は、電磁的船荷証券記録（記名式であって支配の移転による電磁的
船荷証券記録に関する権利の譲渡を禁止する旨の記録がされているものを除
く。）に記録した事項及びその電磁的船荷証券記録の性質から当然に生ずる
結果を除き、その電磁的船荷証券記録の支配が移転する前の支配をする者に
対抗することができた事由をもってその支配をする善意の者に対抗するこ
とができる。

【B案】及び【C案】

運送人は、電磁的船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）に記録した事項及びその電磁的船荷証券記録の性質から当然に生ずる結果を除き、その電磁的船荷証券記録の支配が移転する前の支配をする者に対抗することができた事由をもってその支配をする善意の者に対抗することができない。

(補足説明)

電磁的船荷証券記録についても、その他の記名証券型（裏書禁止型）に相当する類型を除いては、債務者の抗弁の制限を定める民法第520条の6及び第520条の16に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

なお、A案、B案及びC案ともに、本文記載の「その支配をする善意の者」は、民法第520条の6及び第520条の16の「善意の譲受人」に相当する者として定めており、「善意」の対象やその判定のタイミングについて、民法第520条の6及び第520条の16の解釈と異なる規律を定めることは意図していない。

(13) 民法第520条の7及び第520条の17
別途規定は設けない。

(補足説明)

電磁的船荷証券記録そのものを質権の目的とするとはできないし、前記第1の2の補足説明(2)才のとおり、電磁的船荷証券記録については、電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡とその質権の設定に関して方式の区別を設げずに、まとめて規律することとしているため、電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡に関する規定とは別に民法第520条の7及び第520条の17に相当する規定を設ける必要はないものと整理している。

(14) 民法第520条の8

電磁的船荷証券記録には適用しない。

(補足説明)

民法第520条の8は、弁済の場所に関する規定であり、そもそも紙の船荷証券にも適用がされないと考えられるため、電磁的船荷証券記録にも適用されないことを想定している。

(15) 民法第520条の9に相当する規定

【A案】

運送人は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に電磁的船荷証券記録（記名式であって支配の移転による電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者がその電磁的船荷証券記録に記録された事項を法務省令（注）で定める方法により表示したものを持ち提示してその履行を請求した時から遅滞の責任を負う。

【B案】及び【C案】

運送人は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に電磁的船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止

する旨の記録がされているものを除く。) を支配する者がその電磁的船荷証券記録に記録された事項を法務省令(注)で定める方法により表示したもの を提示してその履行を請求した時から遅滞の責任を負う。

(注) 法務省令として、以下のような内容を規定することを想定している。

商法第●条に規定する法務省令で定める方法は、電磁的船荷証券記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(補足説明)

ア 総論

電磁的船荷証券記録についても、民法第520条の9に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

イ その他の記名証券型(裏書禁止型)に相当する電磁的船荷証券記録の取扱い

民法の有価証券に関する規定上、指図証券の提示と履行遅滞を定める民法第520条の9は、記名式持参人払証券及び無記名証券には明文上準用されているのに対して(民法第520条の13及び第520条の20)、他の記名証券には明文上は準用されていない(民法第520条の19第2項参照)。そのため、電磁的船荷証券記録に関して民法第520条の9に相当する規定を設けるに当たっても、その対象からA案における「支配の移転による譲渡禁止型」並びにB案及びC案における「電子裏書禁止型」を除外することとしている(注)。

(注) その他の記名証券に該当するものであったとしても、提示証券性(受戻証券性)を有するものについては、民法第520条の9を類推適用すべきであるという考え方もあるようであるが、そのような考え方方が採用される場合には、A案における「支配の移転による譲渡禁止型」並びにB案及びC案における「電子裏書禁止型」についても本文の規定が類推適用されるという余地もあり得るものと考えられる。

ウ 「提示」の技術的要件

「提示」の具体的な方法については、今後の技術発展の可能性も踏まえて、法務省令に委任することとし、その上で、会社法施行規則第226条を参考に「電磁的船荷証券記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法」とすることを想定している。会社法施行規則第226条は、会社外の者に閲覧請求権が認められる所定の資料(定款や議事録等)が電磁的記録をもって作成された場合における閲覧の方法を定めるものであるため、直接的には「提示」の方法を定めるものではないものの、電磁的記録として記録された情報を対外的に示すための方法という点では共通するものであるため、電磁的船荷証券記録に記録された事項の提示の方法としても相当であると考えられる。

「映像面に表示する方法」は、本来的には、閲覧請求を受ける側のパソコンの画面上に表示する方法などを想定したものと考えられるものの、メール等でPDFなどを送付して相手方のパソコンの画面上に表示させることなども否定はされないように考えられ、また、電磁的船荷証券記録に係るシステ

ム上の機能として確認ができる状態に置くこともこれに含まれるものと考えられる。

なお、電磁的船荷証券記録の利用場面においては、基本的に、「書面」の提示は想定されないようにも思われるものの、理論的にあり得ないわけではないため、書面もその方法に含めることとしている。

(16) 民法第520条の10に相当する規定

【A案】

運送人は、電磁的船荷証券記録（記名式であって支配の移転による電磁的船荷証券記録に関する権利の譲渡を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者及びその電子署名の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、運送人に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

【B案】及び【C案】

運送人は、電磁的船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者及びその電子署名の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、運送人に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

(補足説明)

電磁的船荷証券記録についても、民法第520条の10に相当する規律を設けることが相当と考える。

民法第520条の10の「その証券の所持人並びにその書名及び押印の真偽」という部分は「(電磁的船荷証券記録を) 支配する者及びその電子署名の真偽」に読み替えている。

なお、電子署名の真偽などは、実際にその判断を正確に行おうとする場合には、電磁的船荷証券記録に係るシステムを提供しているシステムプロバイダーの協力が不可欠である場面も多く想定されるものの、本規定上の「権利」は、あくまで運送人から電磁的船荷証券記録を支配する者に対する権利であって、システムプロバイダーに対する権利を想定したものではない。運送人とシステムプロバイダーとの間の権利関係は、基本的には両者間の契約や一般法理で解決されることを想定している。

(17) 民法第520条の11及び第520条の12

電磁的船荷証券記録には適用しない。

(補足説明)

民法第520条の11及び第520条の12は、有価証券が喪失した場合の規律であるところ、電磁的船荷証券記録について、喪失の手続を定めないこととする場合（部会資料3の第6参照）には、これらの規定は電磁的船荷証券記録には適用しないこととなる。

(18) 国際海上物品運送法第7条の改正

国際海上物品運送法第7条については、次のように改正することが考えられるがどうか（改正箇所は下線部）。

- ① 荷受人又は船荷証券所持人若しくは電磁的船荷証券記録を支配する者は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面又は電磁的方法による通知を発しなければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。
- ② 前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。
- ③ 前二項の規定は、運送品の状態が引渡しの際当事者の立会いによつて確認された場合には、適用しない。
- ④ 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑いがあるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人若しくは電磁的船荷証券記録を支配する者とは、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。

(補足説明)

まず、船荷証券所持人が主体となっている部分については、これと並列する形で電磁的船荷証券記録を支配する者を加えることが相当であると考えられる。

また、第1項において、現行法上、荷受人又は船荷証券所持人は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面による通知を発しなければならないとされているところ、電磁的船荷証券記録が発行されている場合には、運送人と電磁的船荷証券記録を支配する者との間の電磁的船荷証券記録に関する連絡は、当該電磁的船荷証券記録に係るシステム上で行われることとなる可能性が高いように思われる。

そのため、電磁的船荷証券記録が発行される場合の上記の通知の方法としては、「書面」だけではなく、「電磁的方法」についても認めることが相当と考えられるがどうか（なお、「電磁的方法」については別途定義を設けない限り、商法第572条第2項及び商法施行規則第13条の定義に従うこととなる。）。また、この機会に、紙の船荷証券が発行される場合の当該通知の方法としても、「書面」だけではなく、「電磁的方法」についても認めることが考えられ、本文ではそのように規律しているが、この点については、ハーグ・ヴィスピー・ルールとの関係で問題がないかを検討する必要がある。

(19) その他

上記(1)から(18)までのほか、商法、民法及び国際海上物品運送法において、明示的に「船荷証券」を規律する規定としては、商法第563条（介入権）、同第741条（荷受人の運送賃支払義務等）、同第756条（個品運送契約に関する規定の準用等）、同第770条（海上運送状）、同第809条（共同海損となる損害又は費用）、国際海上物品運送法第9条（責任の限度）、同第11条（特約禁止）、同第12条（特約禁止の特則）、同第14条、同第15条（商法の適用）、同第16条（運送人等の不法行為責任）等の規定が存在するところであるが、これらについては、基本的には、①「船荷証券」と並記す

る形で「電磁的船荷証券記録」を追加する、②「船荷証券所持人」と並記する形で「電磁的船荷証券記録を支配する者」を追加する、③それらに伴い、船荷証券に係る「記載」、「交付」といった用語に、電磁的船荷証券記録においてそれらに相当する「記録」、「発行」、「支配の移転」といった用語を追加する、④船荷証券に関する既存の商法の規定を準用する規定について、準用の対象にそれらに相当する電磁的船荷証券記録の条項を追加するといった形式的な対応に留まるように考えるがどうか。

また、このほかに、電磁的船荷証券記録の法制化に伴い、実質的な改正が必要となる又は望ましいと考えられる規定としてはどのようなものが考えられるか（例えば、「船荷証券」を明示的に規律している規定のほか、「有価証券」を直接の規律の対象とするものや「船荷証券」や「有価証券」に関する商法又は民法の規定を準用する法規定で、電磁的船荷証券記録との関係での実質的な規律内容を検討すべきものがあるか。）。

なお、複合運送証券（商法第769条）及び海上運送状（商法第770条）の規律については、追って検討することを予定している。

《参考》

商法第563条（介入権）

- 1 運送取扱人は、自ら運送をすることができる。この場合において、運送取扱人は、運送人と同一の権利義務を有する。
- 2 運送取扱人が委託者の請求によって船荷証券又は複合運送証券を作成したときは、自ら運送をするものとみなす。

商法第741条（荷受人の運送賃支払義務等）

- 1 荷受人は、運送品を受け取ったときは、個品運送契約又は船荷証券の趣旨に従い、運送人に対し、次に掲げる金額の合計額（以下この節において「運送賃等」という。）を支払う義務を負う。
 - 一 運送賃、付随の費用及び立替金の額
 - 二 運送品の価格に応じて支払うべき救助料の額及び共同海損の分担額
- 2 運送人は、運送賃等の支払を受けるまで、運送品を留置することができる。

商法第756条（個品運送契約に関する規定の準用等）

- 1 第七百三十八条から第七百四十二条まで（第七百三十九条第二項を除く。）、第七百四十四条、第七百四十六条及び第七百四十七条の規定は、航海傭船契約について準用する。この場合において、第七百四十一条第一項中「金額」とあるのは「金額及び滞船料」と、第七百四十四条中「前条」とあるのは「第七百五十三条第一項又は第七百五十五条において準用する前条」と、第七百四十七条中「この節」とあるのは「次節」と読み替えるものとする。
- 2 運送人は、前項において準用する第七百三十九条第一項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約をもって船荷証券の所持人に対抗することができない。

商法第770条（海上運送状）

- 1 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があつた旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。
- 2 海上運送状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 第七百五十八条第一項各号（第十一号を除く。）に掲げる事項（運送品の受取があつた旨を記載した海上運送状にあっては、同項第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）
 - 二 数通の海上運送状を作成したときは、その数
- 3 第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなす。
- 4 前三項の規定は、運送品について現に船荷証券が交付されているときは、適用しない。

商法第809条（共同海損となる損害又は費用）

- 1 共同海損となる損害の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額によって算定する。ただし、第二号及び第四号に定める額については、積荷の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった一切の費用の額を控除するものとする。
 - 一 船舶 到達の地及び時における当該船舶の価格
 - 二 積荷 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格
 - 三 積荷以外の船舶内にある物 到達の地及び時における当該物の価格
 - 四 運送賃 陸揚げの地及び時において請求することができる運送賃の額
- 2 船荷証券その他積荷の価格を評定するに足りる書類（以下この章において「価格評定書類」という。）に積荷の実価より低い価額を記載したときは、その積荷に加えた損害の額は、当該価格評定書類に記載された価額によって定める。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価より低い価格が評定されることとなるときも、同様とする。
- 3 次に掲げる損害又は費用は、利害関係人が分担することを要しない。
 - 一 次に掲げる物に加えた損害。ただし、次のハに掲げる物にあっては第五百七十七条第二項第一号に掲げる場合を、次のニに掲げる物にあっては甲板積みをする商慣習がある場合を除く。
 - イ 船舶所有者に無断で船積みがされた積荷
 - ロ 船積みに際して故意に虚偽の申告がされた積荷
 - ハ 高価品である積荷であつて、荷送人又は傭船者が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知していないもの
 - ニ 甲板上の積荷
 - ホ 属具目録に記載がない属具
 - 二 特別補償料

国際海上物品運送法第9条（責任の限度）

- 1 運送品に関する運送人の責任は、次に掲げる金額のうちいづれか多い金額を限度とする。
 - 一 滅失、損傷又は延着に係る運送品の包又は単位の数に一計算単位の六百六十六・六七倍を乗じて得た金額
 - 二 前号の運送品の総重量について一キログラムにつき一計算単位の二倍を乗じて得た金額
- 2 前項各号の一計算単位は、運送人が運送品に関する損害を賠償する日において公表されている最終のものとする。
- 3 運送品がコンテナー、パレットその他これらに類する輸送用器具（以下この項において「コンテナー等」という。）を用いて運送される場合における第一項の規定の適用については、その運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券又は海上運送状に記載されているときを除き、コンテナー等の数を包又は単位の数とみなす。
- 4 運送品に関する運送人の被用者の責任が、第十六条第三項の規定により、同条第一項において準用する前三項の規定により運送人の責任が軽減される限度で軽減される場合において、運送人の被用者が損害を賠償したときは、前三項の規定による運送品に関する運送人の責任は、運送人の被用者が賠償した金額の限度において、更に軽減される。
- 5 前各項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷送人により通告され、かつ、船荷証券が交付されるときは、船荷証券に記載されている場合には、適用しない。
- 6 前項の場合において、荷送人が実価を著しく超える価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責任を負わない。
- 7 第五項の場合において、荷送人が実価より著しく低い価額を故意に通告したときは、その価額は、運送品に関する損害については、運送品の価額とみなす。
- 8 前二項の規定は、運送人に悪意があつた場合には、適用しない。

国際海上物品運送法第11条（特約禁止）

- 1 第三条から第五条まで若しくは第七条から前条まで又は商法第五百八十五条、第七百五十九条若しくは第七百六十条の規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によって生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、同様とする。
- 2 前項の規定は、運送人に不利益な特約をすることを妨げない。この場合には、荷送人は、船荷証券にその特約を記載すべきことを請求することができる。
- 3 第一項の規定は、運送品の船積み前又は荷揚げ後の事実により生じた損害には、適用しない。
- 4 前項の損害につき第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。

国際海上物品運送法第12条（特約禁止の特則）

前条第一項の規定は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とする場合には、適用しない。ただし、運送人と船荷証券所持人との関係については、この限りでない。

国際海上物品運送法第14条

- 1 第十一条第一項の規定は、生動物の運送及び甲板積みの運送には、適用しない。
- 2 前項の運送につき第十一条第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもって船荷証券所持人に対抗することができない。甲板積みの運送につきその旨が船荷証券に記載されていないときも、同様とする。

国際海上物品運送法第15条（商法の適用）

第一条の運送には、商法第五百七十五条、第五百七十六条、第五百八十四条、第五百八十七条、第五百八十八条、第七百三十九条第一項（同法第七百五十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第七百五十六条第二項並びに第七百六十九条の規定を除き、同法第二編第八章第二節及び第三編第三章の規定を適用する。

国際海上物品運送法第16条（運送人等の不法行為責任）

- 1 第三条第二項、第六条第四項及び第八条から第十条まで並びに商法第五百七十七条及び第五百八十五条の規定は、運送品に関する運送人の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任に準用する。この場合において、第三条第二項中「前項」とあるのは、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十五条第一項本文及び商法第六百九十条（同法第七百三条第一項の規定により船舶賃借人が船舶所有者と同一の権利義務を有することとされる場合を含む。）」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定は、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を受けた運送人の荷受人に対する責任には、適用しない。
- 3 第一項の規定により運送品に関する運送人の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、当該運送品に関する運送人の被用者の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。
- 4 第九条第四項の規定は、運送品に関する運送人の責任が同条第一項から第三項までの規定（第一項において準用する場合を含む。）により軽減される場合において、運送人が損害を賠償したときの、運送品に関する運送人の被用者の責任に準用する。
- 5 前二項の規定は、運送品に関する損害が、運送人の被用者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらしたその者の無謀な行為により生じたものであるときは、適用しない。

以上